

ドロカリサービス利用規約

ドロカリサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）には、ドロカリ（以下「本サービス」といいます。）の提供条件及び株式会社 WorldLink & Company と本サービスの利用者との間の権利義務等が定められています。本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（定義）

1. ドロカリサービス利用規約は、株式会社 WorldLink & Company（以下「当社」といいます。）が運営するドロカリの利用条件を定めたものです。本規約は本サービス利用者（本規約に基づき当社との間に利用規約が成立した者。以下「利用者」といいます。）と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。

2. 当社は、次の各号の何れかに該当する場合は、当社の裁量により、本規約の内容を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の利用規約が適用されるものとします。

(1) 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

3. 当社は前項による利用規約の変更にあたり、変更後の利用規約の効力発生日の1週間前までに、利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（<https://www.skylinkjapan.com/Customer-Support/dorokari>）に掲示します。

4. 変更後の利用規約の効力発生日以降に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、利用規約の変更に同意したものとみなします。

第2条（サービス概要）

1. 当社に対し、利用者が保有する機体を機体修理・定期点検・メンテナンスパック（以下「原サービス」といいます。なお、機体修理については、機体修理見積診断のみで修理をキャンセルした場合も含まれます。）依頼中に、当社が所有する機材を有償にてレンタルできるサービスです。本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用を申込みことができます。

2. 当社は、当社の基準に従って、前項に基づいて利用申込を行った利用希望者（以下「利用申込者」といいます。）の申込みに対する諾否（利用の可否）を判断し、当社が利用を認める場合にはその旨を利用申込者に通知します。

3. 前項に定める利用可否の通知時に、サービス利用契約が利用申込者と当社間に成立し、利用申込者は本サービスを本規約に従い利用できるようになります。本規約に基づき当社との間に利用規約が成立した利用申込者を、以下「利用者」といいます。

4. 当社は、利用申込者及び利用者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本サービス利用を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。また、レンタル期間中であっても、レンタルの継続をお断りし、個別契約を解除するものとします。

- (1) 当社に提供した登録事項の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
- (2) 未成年者
- (3) 成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
- (4) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協または関与する等、反社会的勢力等との何らかの交または関与を行っているとして当社が判断した場合
- (5) 過去当社との契約に違反した者またはその関係者であると当社が判断した場合
- (6) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると当社が判断した場合
- (7) その他、利用者として適当でないと当社が判断した場合

第3条（レンタル期間について）

1. レンタル期間とは、原サービスの依頼中に、当社が利用者に対して機材を貸し出す期間のことをいいます。本サービスのレンタル期間は、当社から送付したレンタル機材が利用者の元へ到着した日（以下「レンタル開始日」といいます。）から、当社から送付した原サービス完了品が利用者の元へ到着した日（以下「レンタル最終日」といいます。）までとします。

なお、利用者の不在中にレンタル機材が宅配ボックス等に配達された場合、配達日をレンタル開始日とします。

2. 当社は、①原サービスの依頼の対象である機体が利用者より当社に到着したこと、②レンタル料金が支払いされたことの両方が確認された後に、利用者の指定する住所にレンタル機材を送付します。

3. 利用者はレンタル開始日からレンタル最終日までレンタル機材を利用することができます。

4. 利用者はレンタル最終日から1週間以内に当社の指定する住所にレンタル機材が到着するよう返送（返却のため発送すること。以下同じ。）することとします。

第4条（レンタル料金について）

1. 本サービスにかかる利用の対価（以下「レンタル料金」といいます。）は、別紙に定める通りとします。

①レンタル料金の支払いについて

（ア）利用者は当社の定める方法にて、レンタル料金を支払うものとします。

（イ）延泊料金等追加で発生する費用についても同様とし、当社は利用者が登録したクレジットカード等を経由してかかる費用を請求（引き落とし）できるものとします。

②支払い方法

レンタル料金は前払いとし、請求書記載の銀行口座へ振込を原則とします。なお、振込手数料は利用者負担となります。振込が難しい場合、別途協議の上当社が認めた場合、クレジットカード決済も出来るものとします。

2. レンタル期間中にメンテナンス完了よりも早く返却をされた場合でも、レンタル期間中の料金は通常通り発生するものとします。

3. レンタル機材の到着日がレンタル最終日から1週間を超える場合、到着が1日遅れるごとに、利用者は当社に対して1日当たりの延泊料金を支払うものとします。延泊料金は1日当たりレンタル料金の20%とします。また、返却の見込みがないと当社が判断した場合は、延長料金、違約金とは別に弁償金（当社が同機材を再度購入する価格と同額とします。かかる金額を、以下「再調達額」といいます。なお、弁償金の算定時に同機材がすでに市場から購入できない場合は、販売時にメーカーが定めた価格を基準として算定します。）を申し受けます。レンタル期限の到来または契約の解除から1週間のうちに返却が確認できない場合、または返却後1週間のうちに全ての料金をお支払いいただけない場合は、債権回収業者または弁護士にレンタル機材の回収及び債権の回収を依頼することがございます。その場合、依頼にかかる費用は全て延滞されている利用者にご負担していただくこととします。カード決済の利用者の場合には、延長、延滞、回収にかかる費用はご注文時のカード情報にて決済させていただくことがございます。

なお、天災地変等で、利用者・当社にやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

第5条（機材の故障・不具合・破損等について）

①到着後の確認義務について

（ア）当社は、利用者へ送付する前に機材の動作確認を行っておりますが、万が一、到着後作動しない等のトラブルがある場合は、到着日を起算日として2営業日（法人または個人事業主の場合。それ以外の個人の場合は、2日。ただし電話での連絡の場合は個人の場合も当社の2営業日をいう。以下同じ。）以内に速やかに当社へ連絡してください。2営業日を過ぎた場合は利用者の過失による破損・汚損とみなします。

（イ）機材に不具合があり、利用者のレンタル目的を達成できない場合は、速やかに当社

へ連絡してください。至急代替品を用意します。代替レンタル品が無い場合はレンタル料金の払い戻しにより、当社は一切の責任を免れるものとします。レンタル機材に万が一不具合があった場合、機会損失等について一切補償はいたしません。

②利用中に機材の故障・不具合・破損等が発生した場合

(ア) 落下や衝突などの事故で、機材に修理が必要になった場合は、故意または過失の有無にかかわらず、利用者は修理等に係る事務手数料として 15,000 円 (税込 16,500 円) を当社に支払うものとします。

なお、事故発生時、利用者は当社に対して事故後速やかに通知するものとし、当社の指示に従ってください。当社の指示に従わない場合、または速やかに連絡しなかった場合は、上記事務手数料 15,000 円 (税込 16,500 円) に加え、機材一式の再調達額を当社に支払うものとします。

(イ) 利用中の機材の破損等が利用者の故意または重過失による場合、また当社の求める手続きに応じない場合、利用者は前項の事務手数料 15,000 円 (税込 16,500 円) に加え機材一式の再調達額を当社に支払うものとします。

(ウ) 付属品、オプション機材の破損については第 8 条に定めるところによるものとします。

第 6 条 (損害賠償等第三者との紛争について)

①利用者の賠償責任について

(ア) 万が一、利用者がレンタル機材を管理・利用中にレンタル機材により第三者に損害を与えた場合、利用者の費用により第三者に損害賠償することとします。

(イ) 利用者による本サービスの利用に関して第三者より当社に対して、苦情、問い合わせ、請求等がされた場合、利用者が自らの費用と責任により当該請求等を解決するものとし、当社に何らの損害等も及ぼさないものとします。

なお、利用者がレンタル機材を管理・利用中にレンタル機材により第三者に損害を与え、第三者より当社に請求があった際に、当社が直接第三者に賠償金を支払った場合は、当社は利用者に対してその費用と、賠償金支払等に係る事務手数料として 15,000 円 (税込 16,500 円) を請求できるものとします。

②賠償責任保険の適用について

(ア) 前条の利用者の第三者に対する損害賠償額を当社が加入している賠償責任保険で賄うことができる場合がございます。保険適用が受けられる可能性がある場合等は、利用者は、当社ならびに当社が指定する保険会社等の指示に従うものとします。かかる場合、利用者は保険等に係る事務手数料として 15,000 円 (税込 16,500 円) を当社に支払うものとします。

(イ) 保険を適用するかについては、当社または当社の指定する保険会社等が決定するものとし、利用者は、保険適用が受けられなかった場合、その理由の如何を問わず、利用者自身の責により第三者への損害を賠償するものとします。

第7条 (機材の紛失について)

レンタル期間に機材を紛失した場合、利用者は当社に対して紛失発覚後速やかに通知するものとし、当社の指示に従ってください。

A: 操縦中に機材を紛失した場合

(ア) 利用者は、紛失後速やかに当社に連絡を入れ、①操縦中の紛失であることがわかるフライトログ、②操縦状況がわかる現場写真、③その他当社の指定する資料を当社が指定する期限内に提出するものとします。また、利用者は警察署へ遺失届を提出し、受理番号を当社へ通知することとします。

(イ) 提出資料により操縦中の紛失と認められた場合、利用者は、機体紛失に関する事務手数料として 15,000 円 (税込 16,500 円) を当社に支払うものとします。

なお、当社の指示に従わない場合、または速やかに連絡しなかった場合は、利用者は事務手数料 15,000 円 (税込 16,500 円) に加え機体の再調達額を当社に支払うものとします。

B: A 以外の状況下で機材を紛失した場合

(ア) 利用者は、紛失に気づき次第速やかに当社に連絡を入れ、当社の指定する資料を当社が指定する期限内に提出するものとします。また、利用者は警察署へ遺失届を提出し、受理番号を当社へ通知することとします。操縦中以外の紛失の場合は、利用者は機体の再調達額を当社に支払うものとします。

(イ) 利用者は当社の指示に従わない場合、または速やかに連絡しなかった場合は、利用者は機体の再調達額に加え事務手数料 15,000 円 (税込 16,500 円) を当社に支払うものとします。

第8条 (付属品、オプション機材について)

バッテリーや、プロペラなど、オプション機材の破損及び紛失は、製品販売金額の 100% を上限とする金額を利用者が当社へ支払うものとします。

第9条 (使用を禁止する利用方法について)

1. 以下の用途ではでのご使用は控えて頂きますようお願いいたします。

- (1) 対象の人や物に接近する危険な撮影等
- (2) 飛行が禁止されているエリアでの飛行

- (3) 航空法による飛行禁止区域内での飛行
- (4) 他人の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (5) 住居及び住宅地周辺の飛行・撮影など、プライバシー侵害につながる恐れのある行為
- (6) 盗撮その他各都道府県の迷惑防止条例に違反する行為
- (7) 屋内、地下など、GPSを6機以上捕捉できない場所で飛行させる行為
- (8) 海、河川、湖沼など、着陸・墜落時に水没する恐れのある場所の近くで飛行させる行為
- (9) 海外への機体持ち出し及び海外での飛行
- (10) 日没後に場所を問わず飛行させる行為
- (11) 雨天、強風、全面砂地など、機体に悪影響を及ぼす可能性が懸念される環境での飛行

2. 使用禁止事項に違反したことによりレンタル機体に破損または紛失があった場合は、利用者は機体の再調達額に加え事務手数料 15,000 円（税込 16,500 円）を当社に支払うものとしてします。

3. 機体を使用される場合は、説明書に従ってご使用ください。利用者の不注意、使用目的以外のご使用により生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

第 10 条（著作権・著作物について）

1. 当社の機材を使用して撮影した撮影物の著作権は利用者に帰属するものとしてします。
2. 利用者は、当社に返却機材が到着後、データが残っていた場合、当社により microSD カード等のデータを全てフォーマット（削除）することに同意します。

第 11 条（キャンセルについて）

当社からの機体発送前まではキャンセルが可能です。機体発送以降はレンタル費用 100% のキャンセル料が発生します。

※カード決済の方のキャンセル処理は、カード決済会社の着金確認後に行うため、最大 2 か月程度かかる場合がございます。

第 12 条（免責事項）

1. 当社は本サイトに掲載する情報について細心の注意を払っておりますが、時として不正確な記載を含む場合があります。このような場合において、記載が不正確であったことにより生じたいかなる損害に関しても、当社は責任を負いかねます。

2. 法解釈においても同様で、関係法令の調査等は利用者の責において行うものとし、当社はその責を負わないものとしてします。

3. 天災地変、電力制限、輸送機関の事故、その他当社の責に帰することができない事由

により、レンタル機材の引渡しが遅れ、または引渡しが不能となった場合、当社はその責任を負わないものとします。

4. 機材の不良により利用者の業務等に影響が出た場合、当社は一切の責任を負いません。レンタルのキャンセルを以って賠償責任は完了したものとします。

5. レンタル期間中に利用者が記録された映像情報などの消失、不具合などに関しては、弊社では一切の保証は致しかねますので、利用者の責任により管理してください。

第 13 条 （修理機体見積判断）

1. 修理機体の見積は利用者登録メールアドレス宛にお送りします。修理を希望される場合、円滑な振込にご協力ください。修理見積送信日から起算して2週間以内に修理代金の支払いまたはメールでの連絡がない場合、修理キャンセルを希望されたと判断します。なお、修理キャンセルの際は、当社は見積診断料として修理申込フォーム記載の見積診断料と、送料を請求し修理前の機体を利用者に返却するものとします。その際、利用者が登録したクレジットカード等を経由して費用を請求（引き落とし）できるものとします。

2. 修理実施を予定していながら、何らかの事情で支払いが2週間以内に行えない場合は、必ず当社指定のメールアドレスにメールで連絡してください。協議の上、当社判断により最大4週間まで見積検討期間を延長します。但し、当初指定期間の2週間で1日延長するごとにレンタル費用の10%を請求します。

3. 見積送信日から2週ンを過ぎる前に当社にレンタル機材を返却された場合は、延長料金はいただきません。

第 14 条 （送料）

当社から利用者への発送は当社負担の元払いとし、利用者から当社への返送は利用者負担の元払いとします。返送時レンタル機材の梱包忘れがあった場合は、利用者負担の元払いで速やかに返送してください。

第 15 条 （通知）

利用者の法人名、担当者氏名（個人の方は個人氏名）、商号、住所、電話番号、メールアドレス等に変更があったときは、速やかにメールでその旨を当社に通知するものとします。

第 16 条 （遵守事項）

1. レンタル機材の使用、保管については、善良なる管理者の注意を払い、関係法令を守り、レンタル機材本来の用法、能力に従って使用し、常時正常な使用状態もしくは十分な機能の働く状態を維持管理してください。

2. レンタル機材の使用前には、必ず「取扱説明書」を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行ってください。

3. 本規約及び個別契約に定める権利義務またはレンタル機材を無断で第三者に譲渡、承継、転貸、担保提供し、または不法な利用をしないでください。

4. レンタル機材の改造、改装をしてはいけません。機体等が当社の所有であることを表示した添付シール等を毀損する行為を行ってはいけません。

5. 国土交通省航空局が定める航空法その他法令等に則った安全なフライトを実施してください。

国土交通省の Web サイト「無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール」を遵守し、フライト前に飛行方法と飛行空域その他安全なフライトのために必要な事項を確認してください。

WEB サイト URL : https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

6. 総務省の定める『「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン』を確認し、プライバシーや肖像権を侵害する行為を行わないでください。

WEB サイト URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/000376723.pdf

7. メーカーが提供する資料（マニュアル・安全上の注意・方針・ガイドライン等）に従い、レンタル機材の機能、操作方法、制限事項等を十分に理解してからレンタル機材を操作してください。

8. レンタル機材にオプション品やアクセサリを装着・接続等する場合は、レンタル機材のメーカーと同じメーカーの純正品またはそのメーカーの認定する品を使用してください。

第 17 条（期限の利益喪失）

1. 利用者が、次の各号に該当したときは、当社に対する債務について、当社からの何らの通知催告がなくても当然に期限の利益を失い、残債務全額を即時に弁済しなければなりません。

- (1) レンタル料、修理費、その他当社に対する債務の履行を遅滞したとき
- (2) 本約款及び個別契約に定める事項に違反したとき
- (3) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の処分を受け、もしくは破産、民事再生、会社更生の手續開始の申立があったとき、または清算に入る等事実上営業を停止したとき
- (4) 解散、死亡もしくは制限能力者となり、または住所・居所が不明となったとき
- (5) 信用状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる客観的な事情が発生したとき
- (6) レンタル利用に関して、利用者等に不正な行為（違法行為または公序良俗に反する行為など）があったとき

第 18 条 （違約金の支払いについて）

幾度なる督促にもかかわらずレンタル機材を返却しない場合、債権回収業者または弁護士にレンタル機材の回収ならびに請求金額の回収を依頼します。その際の費用は利用者のご負担となります。請求額は発生時に算出された金額となります。

第 19 条 （分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 20 条 （協議）

本規約に定めのない事項または本サービスにつき疑義が生じた場合、両者誠意をもって協議の上解決するものとします。

第 21 条 （準拠法・合意管轄）

1. 本規約及び本サービス利用契約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約及び本サービス利用契約に関する紛争は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2021 年 12 月 13 日より実施します。